

大阪府Q&A（別添「訪問介護サービス内容に関するQ&A」（平成21年4月改正版））

1 身体介護 No.1

通院の帰りに、道沿いにあるスーパーや商店に立ち寄って買い物をする。

訪問介護は、「介護保険法第8条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できない」とされ、また、訪問介護の通院・外出介助については、「利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、（場合により）院内の移動等の介助などは要介護者の居宅以外で行われるが、これは居宅において行われる目的地（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るためである。」（平成12年3月1日付け 老企第36号通知 第二の1(6)）とされている。

通院帰りの立ち寄りとして、例えば、院外処方箋に基づく保険調剤薬局（当該通院・外出の目的と直接関連するもの）や、水分補給を目的とした飲料水の購入、排泄のためのトイレの借用等（当日の心身の状況から必要となる立ち寄り）は当該通院・外出介助の一連のサービス行為の範囲とみなして介護給付費の算定対象として差し支えない。

一方、「通院と買い物」や「複数の医療機関」など目的及び目的地が複数ある場合の通院・外出介助については、居宅を介した一連のサービス行為とみなし得るか個別のケースによって異なるため、介護給付費を算定する場合は、利用者の心身の状況を踏まえ、その必要性、合理的な理由等について明確にした上で、保険者の判断を得てケアプランに位置づけられたい。

なお、「通院等のための乗車又は降車の介助」については、居宅でのサービス提供を含む往路、復路それが独立したサービス提供として介護給付費の算定が行われるため、居宅外から居宅外（病院⇒スーパー等）への移送に伴う介護については介護給付費を算定することはできない。

【堺市補足事項】

「保険者（堺市）の判断」としては、居宅を介した一連のサービス行為と判断できる例として、次の場合があります。その必要性、合理的な理由等を明確にしたうえで、ケアプラン及び訪問介護計画に位置付けてください。

- (1) 「複数の医療機関」への通院介助
- (2) 買い物が必要な利用者であって、定期的な通院に連続して買い物を行う場合
- (3) 買い物同行や買い物代行が位置付けられている利用者であって、随時の通院に連続して当該買い物を行う場合（例えば、水曜日に買い物同行が位置付けられている利用者で、通院日が水曜日となったためその通院帰りに買い物を行う場合や、通院日が火曜日となったため水曜日の買い物を火曜日の通院帰りに変更して行う場合など）

上記の(1)～(3)については、居宅外から居宅外（病院⇒病院、病院⇒スーパー等）の身体介護も含めて算定することができます。

【参考：これまでの取扱い（大阪府・国からの通知及び堺市通知、堺市補足事項）】

○平成14年3月訪問介護サービスの計画作成とサービス提供にあたって

通院介助で、送りのみの場合の時間の算定は、どのように考えればいいのか。帰りの時間は、介護報酬は算定できないか。

迎えから病院での業務終了まで。この場合、ヘルパーの帰りの時間は算定されない。

○大阪府Q&A（「介護保険サービスに係るQ&A集」（平成19年8月作成））

2 訪問介護 別添「訪問介護サービス内容に関するQ&A」1 身体介護 No.1

通院の帰りに、道沿いにあるスーパーや商店に立ち寄って買い物をする。

訪問介護では、居宅もしくは居宅を介して行う必要性があるため、ケアプラン上で買い物同行が位置づけられたとしても、医療機関からスーパー等への移動の介助は介護保険の対象とならない。

○平成 15 年 5 月 30 日付 事務連絡 厚生労働省

往路は家族等が対応し、復路は「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することはできるか。

「通院等のための乗車又は降車の介助」は片道につき算定する。したがって、所定の算定要件を満たす場合は復路について算定できる。

1 日に複数の医療機関を受診する場合に、医療機関から医療機関への移送に伴う介護について「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定できるか。

居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもつてして訪問介護として算定することはできない。したがって、医療機関から医療機関への移送に伴う介護については、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することはできない。

○堺市補足事項（平成 20 年 2 月 1 日 堺介保第 2141 号）

訪問介護のサービスは利用者の居宅において行うものであり、居宅外でのサービス提供は認められていません。ただし、身体介護による通院・外出介助については、居宅から目的地（病院等）まで介助を行い、診療後に目的地から居宅まで戻ってくる一連の流れであるということで例外的に認められているところです。従って、目的地は一つであること、居宅～目的地～居宅の一連であること、が原則です。

しかし、一日に複数の医療機関への通院が必要な事例及び片道の介助のみ家族等が実施できる事例があることから、そうした場合、以下の取扱いとします。

- ① 一日に複数の医療機関への通院が必要な事例については、身体介護による外出介助が居宅における外出前準備等を含むサービスであるため、下表の例では居宅から A 病院及び B 病院から居宅の部分の算定が認められます。なお、通院等乗降介助についても同様の取扱いとなります。

| | 居宅 | → | A 病院 | → | B 病院 | → | 居宅 |
|------------------------------|----|---|------|---|------|---|----|
| 身体介護 | ○ | | × | | ○ | | |
| 乗降介助 | ○ | | × | | ○ | | |
| 20 分以上の身体+乗降で身体介護請求（要介護 4・5） | ○ | | × | | ○ | | |

○：算定可 ×：算定不可

- ② 往路又は復路について家族等の外出介助を得て居宅～目的地～居宅の一連の外出介助が完成される場合は、片道の算定も可です。
- ③ 医療機関からの居宅への帰路にスーパー等に寄ることは目的地が複数となることから介護報酬の算定は認められていませんが、当該医療機関で処方された薬剤を購入するため薬局に立ち寄ることは通院介助の一連の行為として認められます。この場合でも、不必要に遠方の薬局の利用は不適切です。

2 鍼灸・接骨院の施術のための通院介助について

大阪府Q&A（別添「訪問介護サービス内容に関するQ&A」（平成21年4月改正版））

1 身体介護 No.2

病院、診療所、あんま、マッサージ、整復の施術所、接骨院、針鍼灸等へ自費で通う。

医療保険対象か否かではなく、①その通院が日常生活上必要かどうか、②要介護者等の身体の状況等から通院のための介助が必要かどうか、この二点を満たすかどうかで個別的に判断する必要がある。ただし、治療のためではなく単なる慰安を目的とするものは介護給付費を算定することはできない。

【堺市の取扱い】

大阪府Q&Aのとおりとします。

【参考：これまでの取扱い（大阪府・国からの通知及び堺市通知、堺市補足事項）】

○大阪府Q&A（「介護保険サービスに係るQ&A集」（平成19年8月作成））

2 訪問介護 別添「訪問介護サービス内容に関するQ&A」1 身体介護 No.2

病院、診療所、あんま、マッサージ、整復の施術所、整骨院、針鍼灸等へ自費で通う。

医療保険対象か否かのみで判断すべきでなく、①その通院が日常生活上必要かどうか、②要介護者等の身体の状況等から通院のために介助が必要かどうか、この二点を満たすかどうかで個別的に判断する必要がある。ただし、治療のためではなく、単なる慰安を目的とするものは対象とならない。

○堺市通知（平成18年11月13日 事務連絡）

Q、針灸院、接骨院の施術のために「通院等のための乗車または降車の介助」・通院介助のサービス利用は可能ですか。

A、針灸院における施術は、主治医の同意書による医療保険適用の場合に限り、通院と同等と考えサービス利用は可能です。また、接骨院における施術についても、医療保険適用による施術に限り、通院と同等と考えサービス利用が可能です。

○堺市補足事項（平成20年2月1日 堀介保第2141号）

治療を目的とした通院は医療保険適用であることが想定されることから、堺市解釈を適用します。

3 散歩の取扱いについて

大阪府Q&A（別添「訪問介護サービス内容に関するQ&A」（平成21年4月改正版））

1 身体介護 No.8

近所を散歩する。

散歩の同行については、適切なケアマネジメントに基づき、自立支援、日常生活活動の向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものについては、利用者の自立した生活の支援に資するものと考えられることから、介護報酬の算定は可能である。

【堺市補足事項】

散歩の同行は、訪問介護事業所の判断で提供するのではなく、アセスメントやサービス担当者会議等を通じてその必要性を明確にしたうえで、ケアプラン及び訪問介護計画に位置付けて、提供してください。

【参考：これまでの取扱い（大阪府・国からの通知及び堺市通知、堺市補足事項）】

○大阪府Q&A（「介護保険サービスに係るQ&A集」（平成19年8月作成））

2 訪問介護 別添「訪問介護サービス内容に関するQ&A」1 身体介護 No.9

認知症等の利用者が、精神的に不安定になったとき、落ち着くために外出する。

気分転換のための外出は、介護保険の対象とはならない。

2 訪問介護 別添「訪問介護サービス内容に関するQ&A」1 身体介護 No.10

医師からの指示による下肢筋力低下予防や、認知症による徘徊予防のために、近くの公園まで歩く。

訪問介護で位置づけるべきではなく、他のサービス提供を検討すべきである。

2 訪問介護 別添「訪問介護サービス内容に関するQ&A」1 身体介護 No.21

体操、歩行訓練などを行う。

ケアプランの検討段階として、リハビリが必要とされる場合に訪問介護を導入することは、一般的には考えにくい。少なくとも治療等の目的で実施されるようなリハビリテーションのサービスを求めるのであれば、訪問介護ではなく、訪問リハビリや通所リハビリを位置づけるべきである。

○平成14年3月訪問介護サービスの計画作成とサービス提供にあたって

散歩の介助は可能か。

身体介護サービスは、利用者の日常生活動作能力（ADL）や意欲向上のために利用者と共に歩く自立支援のためのサービスであり、日常生活に欠かせない介護の一部としてケアプランに位置づけたサービスである場合は可。（⇒廃止の取り扱い。散歩については不可としている。（大阪府））

○堺市補足事項（平成20年2月1日 堺介保第2141号）

散歩は不可です。

しかし、極めて特別な事情で散歩的な外出介助が必要な事例については個別に介護保険課へ相談してください。なお、左記、平成19年8月大阪府集団指導Q&Aに書かれているような事情は「特別な事情」にあたりません。

現在、ケアプランに散歩的なサービスを位置づけている場合は内容等の見直しをしてください。平成20年4月サービス提供分以降、散歩的なサービスは算定不可です。

4 通院等乗降介助に家族が同乗することについて

大阪府Q&A（「介護保険サービスに係るQ&A集」（平成19年8月作成））

2 訪問介護 No.25

通院等乗降介助に家族が利用者の診察内容等を確認するため、同乗することは可能か。

訪問介護の通院等乗降介助は利用者の家族の同乗を想定したものではなく、あくまでも訪問介護員等による乗車又は降車の介助等を必要とする利用者に対して行うものである。通院時に家族が同行する場合で、その家族が乗車又は降車の介助もできるのであれば、訪問介護員による通院等乗降介助の必要性はないと考えられる。ただし、高齢者や障害者の家族が同行するような場合について、その家族だけでは安全に乗車又は降車の介助をすることが出来ず、通院等乗降介助の必要性が明確であれば通院等乗降介助を位置づけることは可能であり、そのような場合にまで訪問介護員が運転する車両に家族が同乗することを否定するものではない。

【堺市補足事項】

堺市においては、上記の大坂府のQ&Aに該当する場合のほか、保険者の判断として、同乗する家族だけでは安全に乗車又は降車の介助をすることができず、通院等乗降介助の必要性がある場合であって、次のいずれかに当てはまるときも、家族同乗を認めることとします。家族同乗を行う場合には、その必要性を明確にしたうえで、ケアプラン及び訪問介護計画に位置付けてください。

- (1) 認知症または精神疾患があり、家族がいないと精神的に不安定になるために、輸送の安全を保つことが難しい利用者
- (2) 痰の吸引が必要な利用者
- (3) 認知症、精神疾患、失語症等が原因で、病状を医師に伝えることができないために、本人だけでは通院の目的が果たせない利用者

なお、判断の根拠とした主治医の意見書、診断書等の保存は必要ありません。

【参考：これまでの取扱い（大阪府・国からの通知及び堺市通知、堺市補足事項）】

○大阪府Q&A（「介護保険サービスに係るQ&A集」（平成19年8月作成））

2 訪問介護 No.25

（上記の「大阪府Q&A」参照）

○堺市通知（平成17年8月1日 堀介保第633号）

いわゆる介護タクシー（通院等のための乗降介助）への利用者家族の同乗については、原則としてできることとなっていますが、堺市においては保険者としての判断で、次のいずれかにあてはまる場合に限って、認めることとします。

- 1、認知症または精神疾患があり、家族がいないと精神的に不安定になるために、輸送の安全を保つことが難しい利用者
- 2、痰の吸引が必要な利用者
- 3、認知症、精神疾患、失語症が原因で、病状を医師に伝えることができないために、本人だけでは通院の目的が果たせない利用者

上記のいずれも、主治医意見書にその根拠となる病状が具体的に書かれている必要があります。従って、単に上記の病名が書かれているだけでは、不適切事例と判断します。

このため、家族同乗を行う場合には、その根拠となる主治医意見書の写しをアセスメント関係書類とともに保存しておいてください。また、主治医が主治医意見書の提供に同意しない場合や、要介護認定時から状態が変わった場合には、主治医意見書の代わりに診断書を取って保存しておいてください。

これらの書類は、その都度、市に提出いただく必要はありませんが、保険者指導などの際に確認させていただくことがありますので、必ず保存しておいてください。

○堺市補足事項（平成20年2月1日 堀介保第2141号）

従前の堺市通知に該当する場合、大阪府Q&Aに該当する場合、いずれも家族同乗が認められるものとします。

従前の堺市通知の「3. 認知症、精神疾患、失語症が原因で、病状を医師に伝えることができないために、本人だけでは通院の目的が果たせない利用者」に該当する場合は主治医の意見書及び診断書等の保存は必要ありません。

ただし、どちらの場合であっても、同乗する家族だけでは安全に乗車又は降車の介助をすることができず、通院等乗降介助の必要性がある場合に限られることに留意してください。